

---

# 学校の統廃合について

---

令和6年2月20日 唐津市教育委員会



# (1) 学校統廃合にあたって

## ■教育現場から見た学校

- ・子どもたちの教育のために設置されている施設である。
- ・学校統合の適否の判断は教育条件の改善の視点を中心に検討するべきである。

## ■地域住民から見た学校

- ・地域社会の将来を担う人材を育てる中核的な施設であり、防災・体育・地域交流の場といった側面も持ち合わせている。
- ・学校が無くなれば地域が衰退していくのではという不安がある。

### 【教育委員会としてのスタンス】

将来の唐津市を担う子どもたちにとってより良い教育環境を整備するため、学校の適正規模を見すえつつ、地域の実情を十分考慮にいたしたうえで、丁寧に協議を重ねながら進めていく。

## (2) これまでの経緯

学校統廃合（閉校した学校）の実績（市町村合併後）

### ・小学校

H19年度 巖木小学校広川分校、平之分校

H20年度 巖木小学校瀬戸木場分校

H21年度 田頭小学校、打上小学校赤木分校、向島小学校（入野小向島分校へ移行、現在休校中）

H22年度 神集島小学校、本山小学校、加部島小学校

H25年度 平原小学校鳥巢分校

H26年度 巖木小学校天川分校

### ・中学校

H21年度 向島中学校

H24年度 第四中学校・大良中学校・切木中学校（高峰中学校として統合新設）

名護屋中学校・打上中学校・呼子中学校（海青中学校として統合新設）

## (3) 現在の進捗状況

### ■令和6年4月統合

- ・ 巖木小学校、簗木小学校

➡校名：巖木小学校 場所：巖木中学校と併設

- ・ 入野小学校、納所小学校、田野小学校

➡校名：肥前小学校 場所：現在の入野小学校

### ■令和7年4月統合予定

- ・ 竹木場小学校、大良小学校、切木小学校

➡6回の統合検討委員会開催。今後、通学支援等協議予定。

協議経過 校名：高峰小学校(仮)、場所：高峰中と併設(仮)

## (4) 複式学級を有する学校のうち具体的な 統合協議に至っていない学校

※ H19年の通学区域審議会答申以降、主に複式学級を有する学校において統合協議を進める中で、現時点で統合準備委員会を設置していない学校(離島以外)

東唐津小学校	複式学級 2 クラス (2-3年 5-6年)
平原小学校	複式学級 2 クラス (2-3年 4-5年)
玉島小学校	複式学級 1 クラス (3-4年)
伊岐佐小学校	複式学級 2 クラス (3-4年、5-6年)

(複式学級数はR5.5.1現在)

# (5) 現在の複式学級校を統合した場合

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
巖木小	70						
簗木小	63	132	117	98	90	84	73
入野小	57						
納所小	60	153	143	137	122	112	113
田野小	47						
竹木場小	55	52					
大良小	32	29	123	106	98	89	89
切木小	40	43					
東唐津小	51	58	57	56	51	59	54
外町小	334	336	338	344	354	367	363
計	385	394	395	400	405	426	417
相知小	250	238	234	213	206	192	163
伊岐佐小	28	31	26	27	26	26	22
計	278	269	260	240	232	218	185
浜崎小	712	714	729	730	751	761	751
玉島小	55	52	51	52	49	48	48
平原小	37	34	31	31	29	31	27
計	804	800	811	813	829	840	826

	複式校
	1学年1学級校
---	統合年度

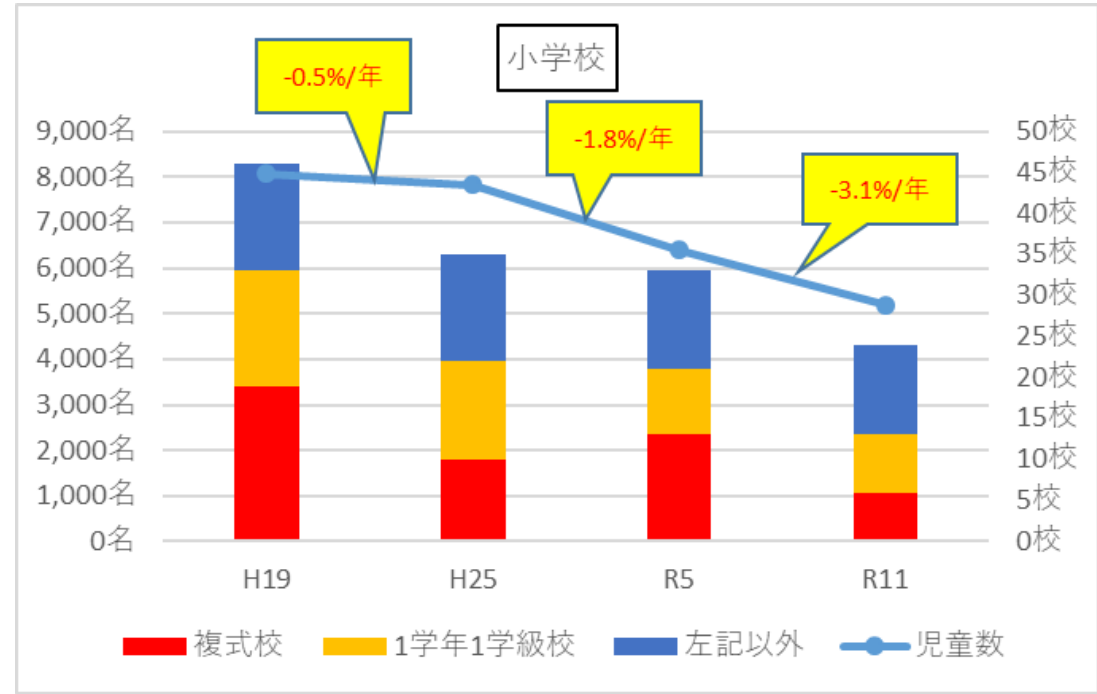
※R5は5/1現在の実数、R6~11はR5.5.1現在の未就学児数に基づく推計

- ・R6年統合新設の巖木小及び肥前小、R7年統合予定の竹木場小・大良小・切木小については、複式学級はなくなり1学年1学級校となる。
- ・東唐津小、伊岐佐小、玉島小、平原小については、統合した場合、複式学級校や1学年1学級校ではなくクラス替えができる規模の学校となる。

# (6) 児童数等の推移と今後の見通し

		H19	H25	R5	推計 R11
小学校	児童数	8,077名	7,841名	6,395名	5,204名
	年平均減少率		0.5%	1.8%	3.1%
	学校数	46校	35校	33校	24校
	複式校	19校	10校	13校	6校
	1学年1学級校	14校	12校	8校	7校
上記以外	13校	13校	12校	11校	
【参考】中学校	生徒数	3,902名	3,634名	3,060名	2,562名
	年平均減少率		1.1%	1.6%	2.7%
	学校数	24校	18校	17校	18校
	複式校	2校	2校	2校	3校
	1学年1学級校	9校	5校	6校	5校
上記以外	13校	11校	9校	10校	

※1 休校及び虹の松原分校を除く  
 ※2 R5時点の離島を除く複式校についてR11までに統合した場合を仮定  
 ※3 小学校の複式校には離島含む(H19:8校 H25:4校 R5:4校 R11:4校)  
 ※4 中学校の複式校はすべて離島



- ✓ 児童数減少の加速化(H25～R5:-1.8%/年→R5～R11:-3.1%/年)
- ✓ R11において、H19比で学校数はほぼ半減(46校→24校)しても、なお半数を超える学校が複式又は1学年1学級校(6校+7校=13校)
- ✓ 複式・1学年1学級校以外(=クラス替えのできる学校)の校数はほぼ横ばい

## (7) 学校通学区域審議会について

---

平成19年の通学区域審議会答申以降、主に統廃合という形で通学区域の見直しを進める中で、複式校はある程度減少したものの、急激な少子化に伴い、今後、短期的には1学年1学級校の多くが複式校となり、中期的には1学年1学級が増加、長期的には増加した1学年1学級校が複式校になるということが想定される。

これに対応するために、令和5年度から6年度に通学区域審議会を開催し、この中で、児童数の長期的な推計を基にした段階的な通学区域の再編と併せて、保護者の希望への配慮や学校規模の適正化を図るための学校選択制についても審議いただき、新たな通学区域再編の方向性を定めていく。



## 【参考】 学校選択制について

市町村教育委員会では、就学校を指定する場合に、就学すべき学校についてあらかじめ保護者の意見を聞くことができるとされている。(学校教育法施行規則第32条第1項)

この「保護者の意見を踏まえて教育委員会が就学校を指定すること」を「学校選択制」といい、その主な分類形態は以下のとおり。

実施形態	内容
① 自由選択制	<u>市内全ての学校のうち、希望する学校への就学を認めるもの</u>
② ブロック選択制	<u>市内をブロックに分け、そのブロック内の希望する学校に就学を認めるもの</u>
③ 隣接区域選択制	従来の通学区域は残したままで、 <u>隣接する区域内の希望する学校への就学を認めるもの</u>
④ 特認校制	従来の通学区域は残したままで、 <u>特定の学校について、通学区域に関係なく、市内のどこからでも就学を認めるもの</u>
⑤ 特定地域選択制	従来の通学区域は残したままで、 <u>特定の地域に居住する者について、市内全ての学校のうち希望する学校への就学を認めるもの</u>